

家畜衛生情報

改正された新たな飼養衛生管理基準の運用が始まります！

改定家畜伝染病予防法が7月1日に施行され、新しい飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の運用が始まりました。（一部の取組については猶予期間が設定されています）
今後、家畜保健衛生所が各農場の対応状況を確認し、改善の必要がある場合には具体的な対応策について助言・指導を行っていきます。

新たな飼養衛生管理基準のポイント

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ●飼養衛生管理マニュアルの作成（R3.4） | ●畜舎等への野鳥等の侵入防止（R2.11） |
| ●衛生管理区域の境界を柵等で明確化（R2.11） | ●更衣及び車両乗降時の交差汚染防止 |
| ●放牧制限の準備措置（R3.4） | ●衛生管理区域からの搬出物品の消毒 |
| ●愛玩動物の飼養禁止 | ●衛生管理区域の整理整頓及び定期消毒 |

※ 今後、飼養衛生管理基準の具体的な対策等を解説したガイドブックを全飼養者に配布する予定です。

一部の豚の伝染性疾患の名称が変わります！

先般の家畜伝染病予防法及び同法施行規則の一部改正により、伝染性疾患（監視伝染病）の名称について、国際的な名称の使用実態や、名称が社会に与える影響が大きいこと、日本獣医師会等から提言があったことを踏まえ、以下のとおり変更されました。（豚のみ抜粋）

改正前	改正後
水胞性口炎	水疱性口炎
ブルセラ病	ブルセラ症
豚水胞病	豚水疱病
トキソプラズマ病	トキソプラズマ症
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚テシオウイルス性脳脊髄炎

茨城県・東京都で豚熱ウイルス感染の野生いのししが確認されました！

☆発見日（発見場所） 茨城県：令和2年6月25日（取手市）、東京都：6月27日（青梅市）
☆その他、感染野生いのししが確認されている府県 15府県
群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府

外国からの従業員を受け入れていらっしゃる農家の皆様へお願い

～海外から口蹄疫、アフリカ豚熱などの病気を侵入させないために～
国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを従業員のみなさまに確認するようお願いいたします。
また、ご家族等が肉製品を日本に送らないよう外国人の従業員のみなさまへ周知お願いいたします。
※口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域からの肉製品は輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232